

亀岡市工事成績評定実施要領及び亀岡市工事検査規程の改正について

上記のことについて、国・府の工事成績評定に準じた基準に改正し、標準化を図るとともに、透明性、公平性を高め、受注者の技術水準の向上に資するため、下記のとおり工事成績評定を改正することとします。

主な改正内容

1. 基本的事項

- (1) 府の工事成績評定審査項目に準ずるものとし、標準化を図ります。
- (2) 総合評価入札制度に対応した工事成績評定表とします。
- (3) 施工プロセスチェックリストを導入し、工事の着手から完成までの施工状況を確認し、監督業務の効率化を図ります。
- (4) 随時検査についても新たに評定を行い、品質確保体制を強化することとします。

2. 主な改正点

- (1) 工事間の技術力の差の明確化（審査項目細別の配点の変更）
 - ・ 担当監督員
「施工管理」、「出来形」「品質」の配分を多くし、「高度技術」の廃止
 - ・ 総括監督員
「工程管理」、安全対策」の配分を減らし、「工事特性」を新設
- (2) 評定段階の細分化
 - ・ 総括監督員
「地域への貢献」を 3 段階から 5 段階に細分化
 - ・ 検査員
「出来形」、「品質」を 5 段階から 7 段階に細分化
- (3) 随時検査時の評定の追加（検査員）
 - ・ 随時検査時の評定を行い、完成検査時の評定と併せて平均値を算定
- (4) 電子納品の評価の変更
 - ・ 電子納品を試行した場合、最大 5 点の加点から担当監督員の「創意工夫」において、最大 3 点の加点に変更
なお、電子納品以外に関することで評価対象がある場合においては、合計点が 7 点を超える場合、7 点を最大とします。

3. 適用日 平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告する工事から適用